

令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	法定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.4.17	R5.5.1	宅地造成等規制法第15条の規定に基づく災害危険宅地に関する勧告書について（通知）及び宅地造成等規制法第15条第2項に基づく勧告書（15多建開二第9号の2） ・ 同通知及び勧告書（16多建開二第8号の2） ・ 同通知及び勧告書（17多建開二第7号の2） ・ 同通知及び勧告書（18多建開二第12号の2） ・ 宅地造成等規制法第16条の規定に基づく災害宅地に関する勧告書等について（協力依頼）（28多建開二第32号）				1											当該公文書は、既に保存年限が過ぎた文書であり廃棄済みであり、現在は存在しないため。	都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課
2	R5.4.17	R5.5.1	市街地再開発事業組合設立認可申請書について	1	1					1	1							（7条2号）個人に関する情報又は個人の財産に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条4号）公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開課
3	R5.4.25	R5.5.1	東京都知事の認可を受けて設立される第1種市街地再開発事業組合の定款一式 これらの組合施行に関する認可申請書の添付書類としての定款一式。 対象地区は下記の2地区 ・ 京橋二丁目西地区 ・ 八重洲一丁目東B地区	46	1					1								（7条3号）市街地再開発組合及び当該法人の事業及び財産管理に関する内部情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局市街地整備部再開課
4	R5.4.25	R5.5.1	東京都の特別区に於ける市街地再開発事業手続の都市再開発法第111条「特別の事情」について、再開発対象地区の大多数の地権者が地上権設定型より地上権非設定型を選択するという判断に至らした経過を示す資料一式。対象地区は下記の2地区 ・ 京橋二丁目西地区 ・ 八重洲一丁目東B地区				1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開課
5	R5.4.25	R5.5.2	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 令和4年5月期決算書変更一式（開覧対象部分に限る）	19	1						1							（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
6	R5.4.17	R5.5.2	令和3年7月2日付03二整事第94号 大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合への資料提供について	2	1					1				1				（7条6号）用地取得に関する情報であって、公にすることにより、用地取得交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条2号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、及び公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため	都市整備局第三市街地整備事務所事業課
7	R5.4.17	R5.5.2	令和3年9月1日付03二整事第159号 大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合への資料提供について	2	1					1								（7条2号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、及び公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため	都市整備局第三市街地整備事務所事業課
8	R5.4.17	R5.5.2	令和4年2月22日付03二整事第451号 大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発事業の施行に係る協力について	4	1					1	1							（7条2号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、及び公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため （7条4号）公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	都市整備局第三市街地整備事務所事業課
9	R5.4.22	R5.5.9	・ 東京都公園まちづくり計画検討会議事概要（令和2年3月3日、令和3年5月14日） ・ 東京都公園まちづくり計画審査会議事概要（令和3年6月10日）	9	1													—	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
10	R5. 4. 22	R5. 5. 10	・東京都公園まちづくり計画検討会議資料 (令和2年3月3日、令和3年5月14日) ・東京都公園まちづくり計画検討会開催通知 (令和2年3月3日、令和3年5月14日) ・東京都公園まちづくり計画専門部会議資料 (令和2年3月19日、令和2年6月2日、令和3年5月21日) ・東京都公園まちづくり計画専門部会議事概要 (令和2年3月19日、令和2年6月2日、令和3年5月21日) ・東京都公園まちづくり計画専門部会開催通知 (令和2年3月19日、令和2年6月2日、令和3年5月21日) ・東京都公園まちづくり計画審査会議資料 (令和3年6月10日) ・東京都公園まちづくり計画審査会開催通知 (令和3年6月10日)	2000	1					1	1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 法人の事業や財産に関する左記情報を公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条3号及び4号) 計画段階である建築物等に関する事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条6号) 職員のメールアドレスを公にすることにより、不特定多数から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
11	R5. 4. 22	R5. 5. 10	令和2年2月21日付31都政土第1146号「明治神宮内外苑風致地区における地域区分の変更について(依頼)」	23	1														都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
12	R5. 4. 22	R5. 5. 10	2020年2月に新宿区が神宮外苑風致地区の一部をAもしくはBからSに変更したことに關する以下の一切の文書又は電磁的記録。ただし、東京都ウェブサイト「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」(最終更新2018年11月22日)で公開済みの内容は除く ・区(新宿区、渋谷区、港区)との会議・打ち合わせの議事録、配布資料、開催案内																都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
13	R5. 5. 8	R5. 5. 11	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和5年4月末現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
14	R5. 5. 1	R5. 5. 12	下水道管布設工事及び街路築造工事(3六町-6)における ・サウンディング試験の「全体平面図」 ・スクリューウェイト貫入試験のうち、No.9事後の「全体平面図、調査結果表に記載された全ての数値、推定柱状図に関する図表」(試験者名を除く)	2	1														都市整備局第一市街地整備事務所六町地区整備事務所	
15	R5. 5. 2	R5. 5. 15	建築計画概要書 平成12年度 第231号 平成16年度 第1682号(軽微変更前含む)	12	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	
16	R5. 5. 8	R5. 5. 15	東京都の特別区に於ける市街地再開発事業手続の都市再開発法第111条「特別の事情」について、再開発対象地区の大多数の地権者が地上権設定型より地上権非設定型を選択するという判断に至らした経過を示す資料一式。 中央区勝どき五丁目地区、新宿区西新宿五丁目中央北地区																都市整備局市街地整備部再開発課	
17	R5. 5. 8	R5. 5. 15	勝どき五丁目地区第一種市街地再開発事業 定款 新宿区西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合 定款	38	1						1								都市整備局市街地整備部再開発課	
18	R5. 5. 11	R5. 5. 16	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年5月11日現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
19	R5.5.10	R5.5.19	令和4年12月26日付 第HPA-19-00994-6号 令和3年3月24日付 B01第8本建設C51-2 上記についての建築計画概要書の写し	20	1														都市整備局市街地建設部建築指導課	
20	R5.5.16	R5.5.22	・平成24年当時の公園まちづくり制度対象公園一覧	2	1														都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	
21	R5.5.8	R5.5.22	(1) 東京都知事許可第○○号 ○○株式会社 決算書提出されているものすべて 決算変更届出書 第73期、第74期、第75期、第76期及び第77期 (閲覧対象部分に限る) 令和4年10月2日受付 建設業許可申請書のうち、株式会社第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、役員等一覧、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額 (閲覧対象部分に限る) 令和3年3月4日受付 建設業許可申請書のうち、株式会社第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、役員等一覧、仕株人数、主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) 変更届出書 (別紙8) の訂正について 事業年度第75期 (閲覧対象部分に限る) 変更届出書 (別紙8) の訂正について 事業年度第76期 (閲覧対象部分に限る) 変更届出書 (別紙8) の訂正について 事業年度第77期 (閲覧対象部分に限る) 令和4年12月5日受付 変更届出書 (専任技術者) (閲覧対象部分に限る) 令和4年7月26日受付 変更届出書 (役員等の氏名) (閲覧対象部分に限る) 令和4年2月25日受付 変更届出書 (専任技術者) (閲覧対象部分に限る) 令和3年7月30日受付 変更届出書 (役員等の氏名) (閲覧対象部分に限る) (2) 東京都知事許可第○○号 株式会社○○ 決算書最新～R3/8まで 決算変更届出書 第39期、第38期 (閲覧対象部分に限る) 令和4年5月6日受付 変更届出書 (営業所の所在地) (閲覧対象部分に限る) 令和2年10月1日受付 建設業許可申請書のうち、株式会社第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、役員等の一覧、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) (3) 東京都知事許可第○○号 ○○株式会社 決算書最新～R3/8まで 決算変更届出書 第38期、第37期 (閲覧対象部分に限る) 令和5年4月6日受付 建設業許可申請書のうち、株式会社第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、役員等一覧、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、仕株人数 (閲覧対象部分に限る) 令和4年11月15日受付 建設業許可申請書のうち、株式会社第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、役員等一覧、主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) (4) 東京都知事許可第○○号 ○○株式会社 決算書提出されているものすべて 決算変更届出書 第4期、第3期、第2期、第1期 (閲覧対象部分に限る) 平成31年3月26日受付 建設業許可申請書のうち、株式会社第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、役員等一覧、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、仕株人数、開始貸借対照表及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) 令和2年9月16日受付 変更届出書 (専任技術者) (閲覧対象部分に限る) (5) 東京都知事許可第○○号 株式会社○○ 決算書最新～R3/8まで 決算変更届出書 第47期、第47期 (閲覧対象部分に限る) 令和4年10月4日受付 建設業許可申請書のうち、株式会社第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、役員等の一覧、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る)	※	1														都市整備局市街地建設部建設課	
22	R5.5.9	R5.5.22	〇〇における建築基準法第12条第3項に基づく建築設備定期検査報告書及び防火設備定期検査報告書 建設設備 令和4年8月25日受付分 防火設備 令和4年11月15日受付分	4	1														都市整備局市街地建設部建築企画課	
23	R5.5.9	R5.5.23	建築計画概要書 平成12年度 第4534号 平成15年度 第1384号	8	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	
24	R5.4.6	R5.5.23	勝どき東地区市街地再開発組合 定款 虎ノ門一丁目西件通り地区市街地再開発組合 組合定款 虎ノ門一、二丁目地区第一種市街地再開発事業 定款 三田小山町西地区市街地再開発組合 定款 白金一丁目西側中地区第一種市街地再開発事業 定款 白金一丁目東側北地区市街地再開発組合 定款 (案) 東金町一丁目西地区第一種市街地再開発事業 定款 金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業 定款 立石駅北口地区市街地再開発組合 定款 千代一丁目地区市街地再開発組合 定款 十条駅西口地区市街地再開発組合 定款 西新宿三丁目西地区市街地再開発組合 定款 渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業 定款 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合 定款 北品川五丁目第一地区市街地再開発組合 定款 神田練馬町地区再開発組合 定款	372	1															都市整備局市街地整備部再開発課

(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。

(7条2号) 個人に関する情報で、個人を識別することができるため

(7条3号) 市街地再開発組合及び参加組合員の事業及び財産管理に関する内部情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれると認められるため。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
25	R5. 5. 10	R5. 5. 24	神宮外苑地区の施行認可申請書	304	1					1	1	1							(7条2号) 個人の場合は、特定の個人を識別することができる又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) ・法人の場合は、事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・法人の場合は、個人旅行者及び保留床取得者の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該個人旅行者又は当該保留床取得者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・個人旅行者の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該個人旅行者又は当該個人旅行者に関する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・法人の場合は、事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、本件市街地再開発事業に対する参加状況が分かるなど、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条4号) ・公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
26	R5. 3. 29	R5. 5. 26	04都市政開第105号 都市整備局都市づくり政策部開発企画課 令和4年7月6日 04都市政開第126号 都市整備局都市づくり政策部開発企画課 令和4年9月1日	500	1					1	1	1							(7条2号) 個人の場合は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 法人等の場合は、財産に係る内部管理情報等であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	都市整備局都市づくり政策部開発企画課
27	R5. 5. 15	R5. 5. 29	「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」の全ての議事録、配布資料、開催案内。ただし、ウェブサイト公開は除く																開催案内は、平成30年に作成された1年保存の公文書であるため、令和2年に廃棄済みであり、現在は存在しない。 上記以外の文書は、インターネットにより公表を行っている情報以外に実施機関では作成しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
28	R5. 5. 15	R5. 5. 29	2020年2月に新宿区が神宮外苑風致地区の一部をAもしくはBからSに変更したことに関する全ての会議・打ち合わせの議事録、配布資料、開催案内。議題に同変更が明示されていないとしても、同変更に関する発言があった会議・打ち合わせは全て含む。「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」は除く。																作成及び取得した事実が確認できず、また実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
29	R5. 5. 19	R5. 5. 30	東京都市計画道路 幹線街路補助線街路52号線の計画図（平成28年3月7日 東京都告示第346号）	6	1														—	都市整備局都市基盤部街路計画課
30	R5. 5. 17	R5. 5. 30	届出書（令和4年10月21日付多建建三第533号） 届出書（令和4年11月4日付多建建三第5081号） 届出書（令和5年1月11日付多建建三第5110号） 届出書（令和5年2月28日付多建建三第049号） 届出書（令和5年3月7日付多建建三第863号）	5	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
31	R5. 5. 17	R5. 5. 30	大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合設立認可申請書内権利者集計表・同意者集計表	1	1														—	都市整備局市街地整備部再開発課
32	R5. 5. 17	R5. 5. 30	大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合設立認可申請書内所有権（借地権）者別調査	5	1					1	1								(7条2号) 財産の状況に関する情報であり、当該財産の所有者が個人である場合には、特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条3号) 当該財産の所有者が法人である場合には、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
33	R5. 5. 17	R5. 5. 31	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和5年2月8日受付 第32期 決算変更届出書（閲覧対象部分に限る） (2) 令和4年10月25日受付 建設業許可申請書（閲覧対象部分に限る）	39	1							1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
34	R5.5.17	R5.5.31	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和5年4月6日受付 第46期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る)	33	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課
35	R5.5.17	R5.5.31	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和4年12月27日受付 第50期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る)	26	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課
36	R5.5.17	R5.5.31	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和5年4月12日受付 第44期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る)	17	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課
37	R5.5.17	R5.5.31	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和5年5月12日受付 第31期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る) (2) 令和4年4月25日受付 建設業許可申請書 (閲覧対象部分に限る)	50	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課
38	R5.5.17	R5.5.31	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和5年3月15日受付 第40期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る) (2) 令和4年9月13日受付 建設業許可申請書 (閲覧対象部分に限る)	31	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課
39	R5.5.17	R5.5.31	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 令和5年4月19日受付 第34期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る)	39	1														(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。